破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５１号
山形市上町４丁目４番14号
債務者　黒田　　釉
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
　　山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６６号
山形市あさひ町25番９号　あさひハイツＡ203号
債務者　安孫子恵子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
　　山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４４号
函館市千歳町26番６号
債務者　岩井　妙子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
　　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２４４号
埼玉県戸田市喜沢２丁目19番地の10　喜沢パールハイツ105号室
債務者　清水　　裕
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２７４号
埼玉県和光市白子１丁目24番６号　小泉荘101
債務者　松本　　隆
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３３３号
埼玉県鴻巣市箕田3782番地１　１―303号室　県営住宅
債務者　栗原　英治
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３３４号
埼玉県鴻巣市箕田3782番地１　１―303号室　県営住宅
債務者　栗原　宏美
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３３６号
埼玉県新座市野火止４丁目１番15―807号
債務者　川和田千代美
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３５６号
埼玉県鴻巣市吹上富士見２丁目７番６―204号
債務者　土屋　政高
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３７７号
埼玉県戸田市喜沢２丁目６番地の36　明美荘107号室
債務者　渡邉　正行
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３７９号
埼玉県志木市柏町５丁目２番30号
債務者　三橋　久人
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３８０号
埼玉県志木市柏町５丁目２番30号
債務者　三橋真佐子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３９１号
埼玉県桶川市南２丁目５番34号　サンビューハイツ103号
債務者　加藤岡智子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４０９号
さいたま市北区日進町１丁目755番地５、旧住所さいたま市北区日進町２丁目1791番地１　ロータスⅡ105
債務者　依田　岳也
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５４６号
埼玉県上尾市大字上1671番地２　ラフォーレＡＳＵＫＡ　GM―201
債務者　池田　政勝
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５７６号
さいたま市浦和区針ヶ谷２丁目２番６―302号、前住所青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字猿子沢３番地２
債務者　長根　博彦
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５７９号
埼玉県南埼玉郡宮代町本田４丁目８番８号
債務者　美濃川幸隆
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係